

## 第1章

# 改正事項は5項目

# 今年度の移転価格税制改正のポイント

### 【この章のエッセンス】

●令和元年度の移転価格税制の改正は、従来の基本的な考え方を変更する内容も含んでおり、昭和61年度税制改正によって移転価格税制がわが国に導入されて以降最も重要な改正の1つと評価できる。

●今回の改正は、移転価格税制の対象となる無形資産の明確化、DCF法の導入、および評価困難な無形資産に係る取引に係る価格調整措置の導入等、無形資産取引を念頭に置いたものが中心である。

## はじめに

国際課税の分野における令和元年度税制改正のなかで最も重要なものは、移転価格税制の改正であ

る。従来の移転価格税制の基本的な考え方を変更する内容も含まれており、同税制が昭和61年度税制改正によってわが国に導入されて以降最も重要な改正の1つと評価できる。

改正の内容は、平成31年3月29日に公布された関連の改正法令および改正規則(以下、「改正法令等」と総称し、改正後の租税特別措置法、同法施行令および同法施行規則をそれぞれ「改正後措法」、「改正後措令」および「改正後措規」という)、ならびに、令和元年6月28日付けで発遣された「法人税基本通達の一部改正について(法令解釈通達)」(以下、「改正通達」という)および「『移転価格事務運営要領』の一部改正について(事務運営指針)」(以下、「改正事務運営指針」という)、「改正通達」とあわせて「改正通達等」ということ

がある)によって明らかにされた。

なお、当該改正は、いずれも、令和2年(2020年)4月1日以降に開始する事業年度分の法人税について適用される(改正法附則56①②)。

## 移転価格税制改正のポイント

図表1の改正(1)～(5)は、令和元年度税制改正の基礎となった税制改正大綱の移転価格税制関連項目である。改正大綱は、移転価格税制について、「『BEPSプロジェクト』の勧告により改訂されたOECD移転価格ガイドライン等を踏まえ、次の見直しを行う」としていた。しかし、より正確には、図表1の改正(1)～(4)は、無形資産を利用したBEPSプロジェクトにおけ

るOECDの勧告を踏まえたものであるものの、改正(5)は、当該勧告に基づく見直しではない。なお、改正(4)は、移転価格税制に係る更正期間等を6年から7年に延長するという簡潔な内容なので、解説を省略する。

そこで、次章以降において、移転価格税制改正の図表1の改正(1)～(3)および(5)の項目について、2017年に改訂されたOECD移転価格ガイドライン(以下、「ガイドライン」ということがある)ならびに改正法令等および改正通達等に基づいて順次解説を行う。

(図表1) 税制改正大綱の移転価格税制関連項目

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 改正(1) | 移転価格税制の対象となる無形資産の明確化       |
| 改正(2) | 独立企業間価格の算定方法の整備—DCF法の導入    |
| 改正(3) | 評価困難な無形資産に係る取引に係る価格調整措置の導入 |
| 改正(4) | 移転価格税制に係る更正期間等の延長          |
| 改正(5) | 差異調整方法の整備                  |